

## 議案第83号 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案書23P～24P

### 1. 条例改正の目的

ひとり親家庭の医療費の助成対象者の支給制限等については、児童扶養手当の支給対象者の支給制限等に準じており、児童扶養手当法施行令が一部改正されたことから、本市条例において所要の改正を行う。

### 2. 条例改正の内容

条例第2条の2に規定されている「ひとり親家庭の医療費助成対象者の所得の制限」に関する規定について、児童扶養手当法施行令の改正に併せて、「扶養親族等」を「加算対象扶養親族等（法第10条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）」に改めるなど、児童扶養手当の支給制限に係る所得基準額の算定における扶養親族の適用要件の見直し等に準じた改正を行う。

※現時点において、本改正における現受給者への影響は想定していない。

### 3. 施行日

公布の日

4. 関連Webサイト : [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022009-107\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022009-107_01.pdf)

: [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022009-107\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022009-107_02.pdf)

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年12月定例会

	議案の 件名	議案第83号 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">条例</span> その他（                      ）		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。		他市も同様の改正が行われる。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
ひとり親家庭の医療費の助成対象者の支給制限等については、児童扶養手当の支給対象者の支給制限等に準じており、児童扶養手当法施行令が一部改正されたことから、本市条例において所要の改正を行う。						
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
令和6年11月1日 児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令による児童扶養手当法施行令の一部改正が施行		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	1 みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ばま		
			分野・方針	1 子育て		
			施 策	1 安全・安心の子育て環境づくり		
		○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
有 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
		〈政策等の実施時期〉		公布の日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		健やか部	子育て支援課	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span> ・ 無（新旧対照表等）		

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(所得の制限)</p> <p>第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から9月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年所得。以下同じ。）が、その者の<u>加算対象扶養親族等（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第9条第1項及び第9条の2に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族をいう。次号において同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）以外のものをいう。）及び生計維持児童（法第9条第1項及び第9条の2に規定する児童をいう。）の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</u></p> <p>(2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の<u>加算対象扶養親族等（法第10条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）の有無及び数に</u></p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から9月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年所得。以下同じ。）が、その者の<u>所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したもの</u></p> <p>_____の<u>有無及び数に</u>に応じて、規則で定める額以上であるとき</p> <p>(2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の<u>扶養親族等</u></p> <p>_____の<u>有無及び数</u></p>

新	旧
応じて、規則で定める額以上である <u>とき。</u> 2～4 (略)	に応じて、規則で定める額以上である <u>とき</u> 2～4 (略)